

輸送の安全に関する情報

今治市 さざなみ渡船

輸送の安全に関する基本的な方針

○経営トップの責務

- ・経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

○安全方針

- ・経営トップは、安全管理にかかわるさざなみ渡船の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当市内部へ周知する。

○安全重点施策

- ・安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

安全統括管理官及び運航管理者に関する情報

○安全統括管理官 吉海支所長 令和 6年4月1日選任

運航管理者 津島渡船(有)取締役 平成19年4月1日選任

安全管理規程

○別掲「安全管理規程」のとおり

輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況

○重点施策

運航可否の判断の適切な実施により、気象悪化に伴う事故をゼロにする。

- ・船長は、風速・波高・視程が安全管理規程中に定めた基準に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認められる時は、運航中止の措置をとること
- ・運航管理者は、安全管理規程中に定めた基準により運航を中止すべきと判断した場合において、安全統括管理者を経由して経営トップに連絡すること
- ・経営トップまたは安全統括管理者は、運航を中止すべきと判断した場合において運航が継続されている場合は、運航管理者にその理由を求め、理由が適切でないと認められる場合は、運航中止を指示すること
- ・経営トップ、安全統括管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示しないこと

○達成状況

- ・運航中止基準に基づき、必要時は運航中止を実施（記録保管済）

運航・設備に関する安全基準

○運航中止基準

- 1) 波浪 風力 15m 波高 1.5m
- 2) 濃霧視界 500m以下
- 3) 地震発生による津波発生時